

歯周疾患検診を受けましょう!!

歯周疾患検診は、生活習慣病予防の第一歩です

- 期 限：令和7年2月28日(金)まで
- 対象者：20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の方
(令和7年4月1日時点の年齢)
- 個人負担金：500円
(70歳以上の方、令和5年度市民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方は個人負担金が免除)

歯周病は口の中の細菌の感染によって、歯肉などに炎症が起きる感染症で、全身の健康に影響を及ぼしていることをご存じですか？

歯周病の予防には、毎日のセルフケアはもちろん、歯科で定期的な検診と歯石除去などの適切な処置が効果的です。また、歯周病がひどくなると、炎症によって血糖値を下げるホルモンであるインスリンの働きを妨げて、糖尿病に悪影響を及ぼします。ぜひ、この機会に歯周疾患検診を受けましょう！



今年から対象年齢が拡大されました！

肝炎ウイルス検査を受けましょう!!

早期発見すれば、肝硬変・肝がんの進展予防につながります

- 期 限：令和7年2月28日(金)まで
- 対象者：40・45・50・55・60・65・70歳の方(令和7年4月1日時点の年齢)で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方
- 個人負担金：無料

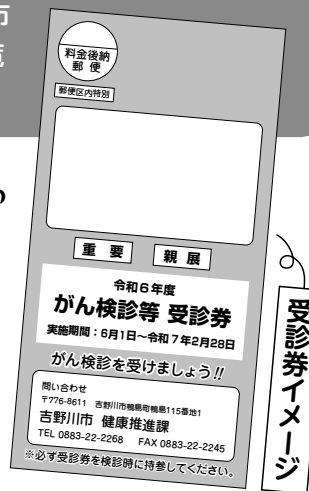
肝炎は、肝臓が炎症を起こし、肝臓の働きが悪くなる病気です。40歳代以降の方に検査が推奨されています。肝がんの原因は肝炎ウイルスによるものが約8割を占めています。肝炎ウイルスに感染しても、ほとんど自覚症状がありませんが、肝炎は早期に発見し、適切な治療を受ければ、進行を抑えることが可能です。対象となる方で、今まで肝炎ウイルス検査を受けたことがない方は、必ず検査を受けてください。

上記の歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査の対象の方には、5月下旬に個人通知した『令和6年度がん検診等受診券』に氏名が印字されています。

★実施医療機関は、『令和6年度がん検診等のお知らせ』または市ホームページをご覧ください。



がん検診などの
お知らせ
二次元コード



※今年度の対象でない方や、過去に検査を受けたことがない方は、徳島県が委託する医療機関、各保健所で受けることができます。検査料金は無料です。検査希望の方は、吉野川保健所(☎36-9019)へ問い合わせください。

●問い合わせ 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

認知症サポーター養成講座を開催します!!

～皆さんも『認知症サポーター』になりませんか～

●認知症サポーターとは

認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、地域や職場で認知症の人や家族を、温かく見守り支える『応援者』です。受講修了後は、認知症サポーターの印として「認知症サポーターカード」を配布します。



吉野川市の認知症サポーター養成講座を受講された方は延5,431人います!!

日 程 場 所	9月6日(金) 山川公民館 1階ホール 午後1時30分～3時(受付：午後1時より開始)
内 容	1) 認知症とは 2) 認知症の症状 3) 認知症の予防 4) 認知症の方への接し方 5) 認知症サポーターとは ※受講された方にテキストおよび認知症サポーターカードを無料配布します。
講 師	キャラバン・メイト(徳島県キャラバン・メイト養成研修受講者)
申し込み	吉野川市地域包括支援センター(☎22-2744)へ 8月30日(金)までに申し込みください。

※台風などで警報が発表されている時には中止させていただきます。

●問い合わせ 吉野川市地域包括支援センター ☎22-2744 FAX22-2746

人権とびっくす

本人通知制度を利用し、
プライバシーは自分で
守りましょう

平成23年から24年にかけて、全国で1万件以上の戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事件が発生しました。また、近年では3年前に大阪で同様の不正取得があったことが明らかになりました。これは、被害者が「本人通知制度」に登録し、身に覚えのない住民票などの取得の通知が市役所からあったために発覚したものです。

こうした事件の背景には、いまだに差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際して身元調査をしようとする動機が存在しています。そして、婚約解消や就職の内定取り消しなどの不当な取り扱いを受ける重大な人権侵害につながっています。

さらに、不正請求・不正取得された個人情報売買され、それがストーカーやDV

(ドメスティック・バイオレンス)、詐欺などの犯罪に利用され、重大な事件・事故に巻き込まれる被害者が後を絶たないのも現状です。本市では平成31年に、不正請求および不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として、「吉野川市事前登録型本人通知制度」を開始しています。

この制度は、個人情報記載された住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している方に交付の事実を通知するものです。

自らの個人情報を守ること、はもちろんのこと、住民票などを不正に入手し利益を得ようとする悪質業者に対しても本人通知制度は有効です。ひとりでも多くの皆さんが本人通知制度に登録し、差別を無くすための取り組みに参加しましょう。

制度に対する問い合わせ
人権課 ☎22-2229
FAX22-2260
登録に関する手続き、問い合わせ
市民生活課 ☎22-2210
FAX22-2245

広報よしのがわに関する問い合わせは市長公室まで
☎22-2203 FAX22-2244

「児童虐待かも?」と思ったら、迷わず児童相談所全国共通ダイヤル『189』へ連絡を!